

保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会

諸外国の主な自然災害保険制度の現状について

2017年1月20日

一般社団法人 J A 共済総合研究所

<目次>

I 欧州3か国の洪水保険

(イギリス・ドイツ・フランス)

II 各国の主な自然災害保険制度の概要と防災対策・加入促進方策

III 自然災害保険の加入方式・特徴点と諸外国の主な事例

IV 総括

(参考) 主要国の地震保険制度

I 欧州 3 か国の洪水保険

※損害保険事業総合研究所「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」（2013年3月刊）、「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向」（損保ジャパン日本興亜総研レポート Vol.66（2015年3月発行））等をもとに、Flood Re、Swissre のウェブサイトの情報を加筆。

世界の自然災害保険制度の中で、20世紀の終わり頃から特に大きな洪水被害を受けている欧州における主要3か国の洪水保険制度は以下のとおり。

1 イギリス

(1) 「洪水保険の提供に関する原則書」

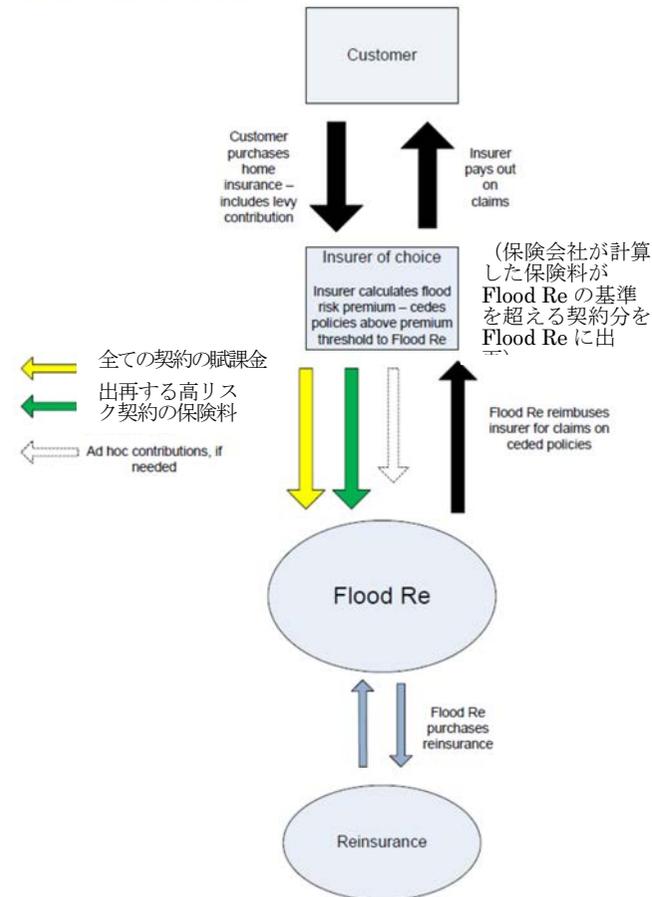
- ① イギリスではもともと民間保険会社の住宅保険等の基本補償に洪水補償が組み込まれている。
- ② 1998年、2000年、2007年と大規模洪水が発生。
- ③ 民間保険会社が洪水リスクが高い契約を排除する等により消費者が洪水保険を入手できなくなる事態を防ぐため、政府と英国保険協会間で合意文書（＝政府が洪水リスク低減対策を実施することを条件に、保険会社が洪水補償を提供できるようにする合意）が2001年から締結。
- ④ 同合意は期限を区切って実施され、改正されてきたが、最終的に2008年に「洪水保険の提供に関する原則書」として締結され、2013年6月30日に期限を迎えた。

(2) 「Flood Re」（2016年4月発足）

- ① 「洪水保険の提供に関する原則書」は保険の入手可能性（＝availability）は一定条件のもと確保されていたが、高リスク地区での保険料等の購入可能性（＝affordability）までは確保されていなかった。
- ② 同原則書が期限を迎えるにあたり、近年の洪水被害等の拡大によって益々洪水地帯での保険料水準が高騰するのに対処する必要が生じたため、個人向け洪水保険の再保険基金として「Flood Re」が提案された。

<英国 Flood Re（2016年4月開始）のスキーム>

How Flood Re works



(出典) Defra (英国環境・食料・農村地域省), “A short guide to Flood Re” より。
J A 共済総合研究所にて加筆。

- ③ この制度では 払込保険料の上限が設定 され、各保険会社が算出した保険料水準が、地方税（＝日本の固定資産税に相当）課税階層ごとに **Flood Re** が定めた上限保険料を超える契約分について、**Flood Re** に出再するもので、2016年4月に運用が開始された。
- ④ リスクの高い契約の保険料が **Flood Re** に出再されるのに加えて、住宅保険の全契約に賦課金（保険料の2.2%、1契約平均10.5ポンド）として上乗せされる。
- ⑤ ファンドに損失が生じる場合に、政府からの借入れが可能。
- ⑥ 高リスク地区での購入可能性を訴求し、2016年11月17日現在、43の保険会社がこの制度を利用し、マーケット全体の90%を占めている。

2 ドイツ

- ① ドイツはもともと、標準的な住宅保険契約では洪水・雪災・地震等の被害は 任意付帯の特約 により担保。
- ② 洪水保険の保険料は、4段階の区分で算出され、最も高い河川沿岸では、高額な保険料を理由に加入できないケースも存在。
- ③ ドイツでは、2002年と2013年に甚大な洪水被害が生じたが、洪水保険の加入率は2002年に 19%、2012年時点でも 32%にとどまっていた。
- ④ ドイツ保険協会(GDV)の2012年調査では、約半数の国民が、自然災害で被害を受けた場合には、連邦政府、州、地方自治体からの救済支援を受けることができると考えていると回答しており、加入の必要性自体が十分意識されていない状況。
- ⑤ このような状況を受けて、GDVは、国民の誰もが自身の自然災害リスクを身近に感じ、防災意識とともに、保険加入の必要性を理解できるようにすることを目的に、ポータルサイトを立ち上げた（右図）。
- ⑥ 徐々に洪水特約の加入率は高まる傾向にあるが、政府が財政負担の問題等から強制加入(自動付帯)を指向する傾向にあるのに対し、GDVでは、単に包括担保とするのでは保険金支払いが膨らみ、保険料上昇を招くとし、国民のリスク認識・防災の意識付けを高めながら任意加入率を上げていくべきとしている。

＜自然災害リスクのポータルサイト＞

（出典） GDV, “Sachsen-Anhalt und Versicherungswirtschaft starten gemeinsames Internetportal für Naturgefahren”.

3 フランス

- ① フランスでは 1981 年の大洪水を契機として、巨大自然災害に対する補償の議論がなされ、当初提案された基金方式は巨額の財政負担となることから、保険を利用して補償を行うこととし、1982 年に巨大自然災害保険制度（Cat Nat）が発足。
- ② 民間保険会社が販売する 住宅保険等の財物保険等に強制付帯 され、民間会社が引受責任を負う。
- ③ 洪水・地震などの自然災害による損害を補償し、政府が個別に認定した災害について適用。
- ④ Cat Nat は、民間保険会社から国営の再保険中央金庫（CCR）に出再が可能で、CCR の再保険は、支払限度額無制限、政府の支払保証付き。
- ⑤ 財物保険に上乗せされる Cat Nat の保険料は 主契約の一律 12%（自動車除く）。Cat Nat が強制付帯される住宅総合保険等財物保険の 加入率は 95～98% に達する。
- ⑥ リスク管理・防災対策との関連では、Cat Nat は 自治体の自然災害リスク防止計画の策定促進 の観点から、同計画が未策定の地域での契約は免責金額が増額 され、建設禁止区域における Cat Nat の引受け義務免除等の措置 がなされる。
- ⑦ 収支は安定的であるが、一律料率・強制加入であり、個人の防災措置のインセンティブをどのように高めていくか が課題。

II 各国の主な自然災害保険制度の概要と防災対策・加入促進方策

保障制度 (名称)	イギリス洪水再保 険制度 (Flood Re)	フランス・巨大自然 災害保険制度 (Cat Nat)	ドイツ (洪水保険)	アメリカ・連邦洪水 保険制度 (NFIP)	フロリダ州ハリケ ーン災害基金 (FHCF)	カリフォルニア州 地震保険制度 (CEA)	ニュージーラン ド・地震保険制度 (EQC)	トルコ・地震保険プ ール (TCIP)
概要	洪水リスクの高い 地域での洪水補償 の購入可能性を高 めるため、2016年 4月に発足した個 人向け洪水保険の 再保険基金 (2013 年6月に期限切れ の「洪水補償を提供 するための原則書」 に替わる制度)	1981年の大洪水 を契機に、1982年 に官民連携による 自然災害保険制度 (Cat Nat) が設 立。洪水・地震等、 政府が個別に認定 した自然災害につ いて適用。	(民間の保険のみ)	1965年のハリケ ーン被害を契機とし て、自治体の防災対 策を通じた洪水被 害軽減と合わせて、 連邦の政府機関の 保険による補償提 供を目的に1968年 創設	ハリケーンアンド リビュー(1992)の巨 額損害を受け、フロ リダ州の居住用財 産保険の入手・購入 可能性を維持する ために設立された 再保険制度	1994年のノースリ ッジ地震発生後の 多くの保険会社の 地震保険の販売停 止を受け、地震保険 の入手可能性を確 保するため、カリフ ォルニア地震公社 (CEA) が設立さ れ、地震保険の引受 け開始	過去の大規模地震 を契機に、民間の火 災保険に加入した 場合に強制付帯す る地震・戦争保険制 度が1944年に創 設。1993年に非居 住物件・戦争危険が 除外され現行の地 震保険制度。	従来、充実した政府 補償により1999年 の大地震まで民間 の地震保険の加入 率は3%であった が、巨額の復興財政 負担となったこと から世界銀行と協 力して2000年に TCIP を立ち上げ、 強制保険制度開始
引受責任 主体	保険業界が管理・運 営する再保険基金 (Flood Re)	引受責任は各保険 会社。制度の管理・ 運営事務は委託を 受けた国営の再保 険中央金庫 (CCR) が実施	(各民間保険会社)	連邦の政府機関で ある連邦緊急事態 管理庁 (FEMA) が保険引受責任	フロリダ州管理委 員会 (SBA) によっ て管理・運営される 基金	民間保険会社から 資本拠出を受けて 設立されたカリフ ォルニア地震公社	政府設立の特殊法 人である地震委員 会 (EQC)	強制的地震保険を 提供するために設 立された非営利公 共企業体 (TCIP)
政府関与	ファンドの準備段 階で特別な損失が あった場合にのみ、 借款で政府から貸 付を付与すること が可能	Cat Nat は、民間元 受会社から CCR に 出再が可能で、 CCR の再保険スキ ームには <u>政府から 無制限の財政保証</u>	なし (保険と無関係に 事後的な被災者へ の財政拠出が行わ れてきた)	収支がマイナスの 場合に <u>一定金額限 度で財務省から借 り入れが可能</u>	基金は法人税・州保 険料税等の免税措 置を受けているが 政府による出資や 保証はない	法人税・州保険料税 免除等の優遇措置 は受けているが、政 府からの直接的な 財政支援は受けて いない	政府が EQC の約定 補償額に対して <u>無 制限の支払保証</u>	TCIP の保険金支払 限度額は US\$30 億 に定められており、 契約者への保険金 支払額が <u>不足する 場合は政府が保証</u>

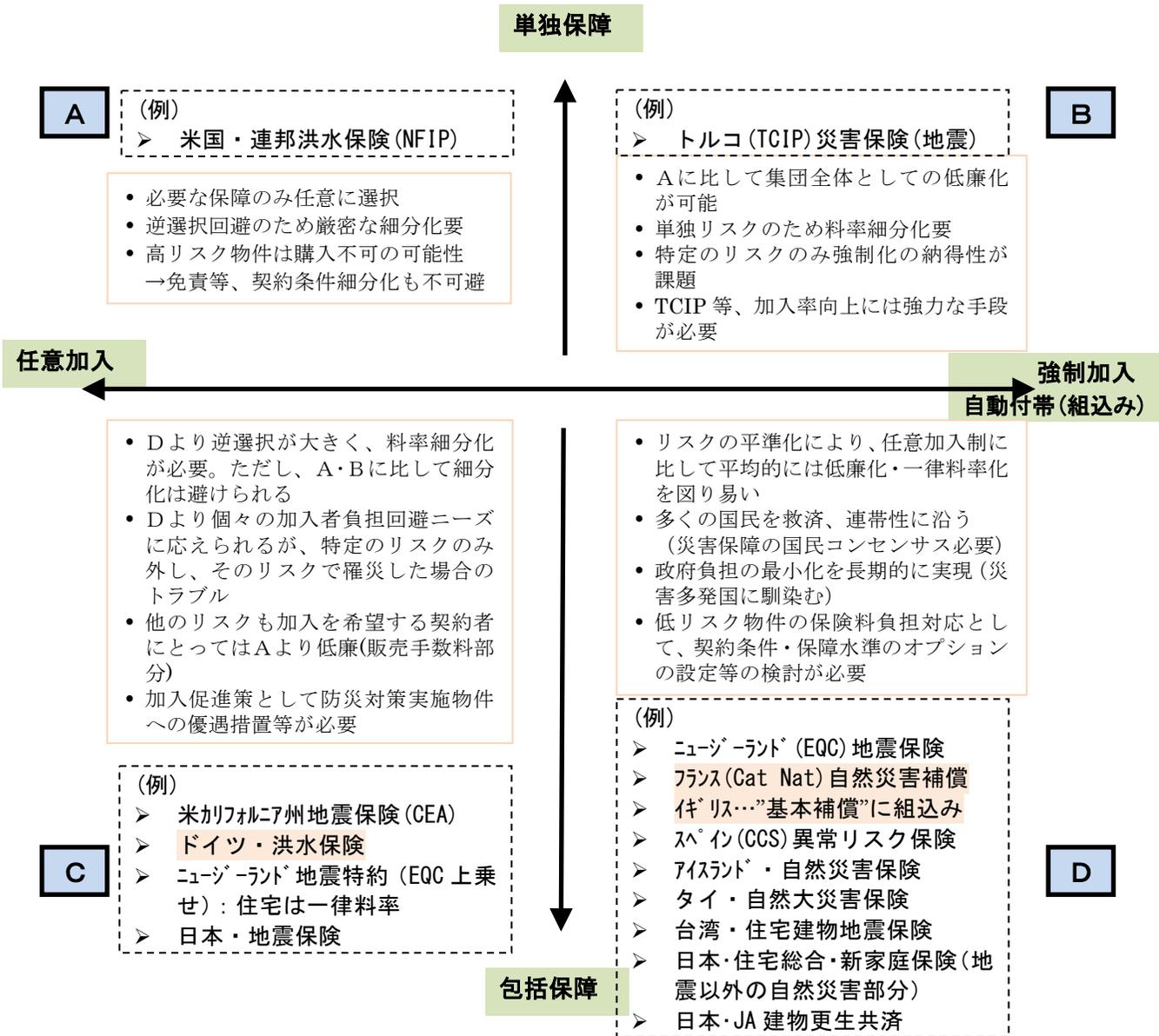
保障制度 (名称)	イギリス洪水再保 険制度 (Flood Re)	フランス・巨大自然 災害保険制度 (Cat Nat)	ドイツ (洪水保険)	アメリカ・連邦洪水 保険制度 (NFIP)	フロリダ州ハリケ ーン災害基金 (FHCF)	カリフォルニア州 地震保険制度 (CEA)	ニュージーラン ド・地震保険制度 (EQC)	トルコ・地震保険プ ール (TCIP)
加入・契 約方法	民間保険会社の住 宅保険等の基本補 償に洪水補償は組 み込まれているが、 保険料上限値を超 える契約分を Flood Re に出再	民間保険会社が提 供する住宅保険等 の財物保険に強制 付帯	風災・雹災を除き、 自然災害はドイツ では特約の任意付 帯により担保	防災・減災対策を実 施している自治体 の住民が加入可(任 意加入)	州内の財産保険の 引受を行う全ての 保険会社との再保 険契約に基づき、 保険会社の損害保 有額の超過額を支 払限度額の範囲内 で支払う再保険契 約	民間保険会社の住 宅用財産保険に任 意付帯 CEA の地震保険を 販売するか、各社独 自の地震保険を販 売するかは自由 CEA のシェアは 70%程度	民間保険会社の火 災保険に加入する 場合に強制付帯 (建物1契約上限 10万NZドル(約 800万円)) 民間の保険会社の 上乗せ地震保険も 付帯率が高い	特定の地方自治体 内(都市部)の住宅 がTCIP地震保険 に強制加入(単体 加入) その他の物件は任 意加入
料率	各保険会社がリス クベースで算出す るが、地方税の課税 帯ごとに保険料の 上限値が設定され る	財物保険の保険料 に上乗せされる Cat Nat の保険料 は主契約保険料の 12% (一律) (自動 車を除く)	ドイツ保険協会が 提供するリスク算 定ツールにより、リ スクゾーンを4段 階に分類し、ゾー ンごとにリスクベ ースで算出	FEMA が作成する 洪水危険のゾーニ ングマップに基づ いて各保険会社が 算出	各保険会社の保有 契約情報に基づく が、民間再保険の3 分の1から4分の1 の水準	地震損害評価モデ ルを用いたリスク 評価を踏まえ、地 域・構造・建築年・ 基礎・建物階層によ り区分	保険金額に対し一 律1.5%(2010年か らのカンタベリー 地震を受け、2012 年2月、0.5%から 引き上げ)	財務省によって定 められ、等地区分(5 区分)および構造区 分(3区分)に分類

保障制度 (名称)	イギリス洪水再保 険制度 (Flood Re)	フランス・巨大自然 災害保険制度 (Cat Nat)	ドイツ (洪水保険)	アメリカ・連邦洪水 保険制度 (NFIP)	フロリダ州ハリケ ーン災害基金 (FHCF)	カリフォルニア州 地震保険制度 (CEA)	ニュージーラン ド・地震保険制度 (EQC)	トルコ・地震保険プ ール (TCIP)
防災・減 災対策と の関連	<p>英国政府は、2015-16年に洪水対策費として3億7000万英ポンドで増加させることに合意し、その後5年間のインフレ水準で予算を引き上げることに合意した。</p> <p>Flood Re は25年間の過渡的な支援を提供する位置づけであり、その間に、洪水リスク地域で保険購入可能なリスク水準に削減するためのリスク管理措置が実施される。</p>	<p>①Cat Nat は自然災害リスクが高い地域を画定する「自然災害リスク防止計画」の策定と合わせて運営されており、<u>高リスク地域の引受および保険金支払を抑制する仕組み</u>となっている（建設禁止区域における Cat Nat の引受義務免除、計画未策定地域における免責金額の増額措置等）。</p> <p>②保険制度の持続可能性を維持するため、<u>保険協会は政府と連携して「自然災害国立観測所」を設立</u>し、防災に関連するデータ収集等を実施。</p>	<p>ドイツ保険協会は、国民が自身の自然災害リスクを把握し、自然災害に対する予防と対策について意識を高めることを目的として、<u>インターネット上で自然災害に関するリスク情報を提供するポータルサイトを立ち上げ</u>、順次、対象地域が拡大されている。</p>	<p>①<u>居住地の自治体が、FEMA が定めた基準に適合する氾濫原管理規則の施行義務を果たしていなければ、住民は本制度に加入できず、本制度は洪水被害の防止・軽減対策の徹底を条件</u>としている。</p> <p>②洪水マップを通じて洪水リスク情報を提供し、契約者の洪水リスクの認識を高め、防災対策への取組みの促進を図っている。</p> <p>③洪水発生前後で<u>契約者が将来の被害軽減措置のために支払う費用は洪水保険の支払対象</u>となる。</p>	<p>基金の積立金の一部を州機関等の行う防災・減災事業等に資金拠出することが法定化</p>	<p>連邦緊急事態管理庁 (FEMA) 等と協力して、損害軽減の改修促進のための既存物件の建築基準を策定する等の減災プログラムを実施</p> <p>→<u>軽減対策実施住宅の保険料割引制</u></p>	<p>EQC は、地震災害やその防災対策などについて調査研究と教育を行うとともに、研究に対する助成金の交付などを行っており、ニュージーランドの地震観測プロジェクト (GeoNet プロジェクト) にも出資している。2010年以降の長期にわたる余震では、市民は余震のたびに GeoNet サイトで震度などの情報を検索することが新習慣となっている。</p>	<p>構造別の料率制による防災インセンティブはあるが、建設業界自体、地震リスクへの配慮が不足している状況。今後加入率が高まることで、国民全体の防災意識が高まる可能性。</p>

保障制度 (名称)	イギリス洪水再保 険制度 (Flood Re)	フランス・巨大自然 災害保険制度 (Cat Nat)	ドイツ (洪水保険)	アメリカ・連邦洪水 保険制度 (NFIP)	フロリダ州ハリケ ーン災害基金 (FHCF)	カリフォルニア州 地震保険制度 (CEA)	ニュージーラン ド・地震保険制度 (EQC)	トルコ・地震保険プ ール (TCIP)
加入率を 高める方 策と現状	地方税 (=固定資産 税) の課税帯ごとの 上限値を超える契 約について Flood Re に出再。この上 限値を設けること で、 <u>理論上の高リス ク立地契約も加入 可能となるメリッ トを訴求し、多くの 保険会社が Flood Re を利用、市場全 体の 9 割を占めて いる (2016 年 11 月現在)。</u>	CCR の再保険スキ ームは政府から無 制限の財政保証が あることもあって、 Cat Nat が強制付 帯される住宅総合 保険等財産保険の 加入率は 95~98%	河川沿岸地域では 高額保険料で加入 できないケースも あり、また、2002 年・2013 年の洪水 の際に、政府が被災 地への支援拠出を 行っており、 <u>国民の 公的救済支援に期 待する意識が強い ために、加入率が低 くなっている (2002 年 19%、 2012 年 32%)。</u> このような現状か ら上述のサイトを 立ち上げるなどし て <u>防災への意識付 けが試みられてお り、加入率が上昇す る傾向</u> にある。	①FEMA は、加入 に関して <u>啓発活動 を行っている</u> 。例え ば、過去の洪水によ る被害の事例、水害 リスク、保険制度等 に関する情報提供 を行うとともに、連 邦洪水保険の保険 料が割安である点 も宣伝している。 ②自治体による自 発的な防災・減災努 力に応じて、各自治 体の住民が保険料 の割引を受けられ る。	州内の財産保険の 引受を行う全ての 保険会社が <u>基金と の再保険契約を締 結することが義務 付けられている</u>	①CEA プログラム に参加している民 間保険会社が住宅 用財産保険の見積 もりを示す際、 <u>地震 保険の見積もり提 示義務</u> および <u>申込 みがある場合の引 受け義務</u> を課して いる (州保険法)。 ②CEA は参加保険 会社の保険代理店 販促用ツールを作 成、消費者の利便性 向上を図っている。 ③地震保険を契約 者に対して毎年、よ り平易な言葉で説 明する義務を強化 する法案を制定し、 <u>2016 年 1 月から発 効。</u>	強制加入制度によ り加入率は 90%と 非常に高い。 (従来から NZ に おいては、事故補償 制度等、 <u>包括補償に かかる国民全員加 入制度</u> に関して合 意形成が図られ易 い国民性がある。)	TCIP の加入率は全 国平均 30.8%、強制 加入指定地域でも 約 40%にとどまっ ている (2014 年)。 罰則が整備されて いないことが要因 であるが、TCIP は 2012 年 8 月から <u>地震保険に加入し ない世帯</u> に対して、 <u>ライフライン</u> (水 道水、ガス、電気) の契約を結ばない 取組みを推進して いる。また、住宅ロ ーン付帯契約等に ついては 2014 年以 降、加入しない場合 の罰則を科してい る。

保障制度 (名称)	イギリス洪水再保 険制度 (Flood Re)	フランス・巨大自然 災害保険制度 (Cat Nat)	ドイツ (洪水保険)	アメリカ・連邦洪水 保険制度 (NFIP)	フロリダ州ハリケ ーン災害基金 (FHCF)	カリフォルニア州 地震保険制度 (CEA)	ニュージーラン ド・地震保険制度 (EQC)	トルコ・地震保険プ ール (TCIP)
課題等		強制保険による自 動担保・一律料率で あることから、契約 者の防災インセン ティブが働きにく い点は課題	強制保険（自動付 帯）制度とすべき か、国民のリスク認 識・防災意識を醸成 させながら任意加 入率を高めていく べきかの議論がな されている。	保険料率が政策的 に低く設定され、任 意加入で高リスク 地域に契約が偏在 していることから 収支に懸念	資金が不足した場 合、特定財源債券 （レベニュー債）を 発行して調達する が、その償還原資に 充てるため、事後的 に賦課保険料とし て徴収する。→財産 保険に限定されず、 フロリダ州におけ るすべての損害保 険契約から徴収す るため、公平性の面 で問題	州政府の財政支援 がなく、保険料が高 く免責金額が高い 等補償水準が十分 でないことや、近年 地震発生がなく住 民の危機意識に乏 しく、万一起きても 自己負担で修復可 能なことや政府の 事後救済があるこ とを期待して加入 率は10%程度とな っている。（地震リ スクの高いサンフ ランシスコでは特 に保険料が高額で 加入率5%程度） →政府融資や補償 水準の改善につい て議論されている。	民間の保険会社の 上乗せ地震保険が EQCの上限を超え る部分や不担保部 分を補償するため に、90%を超える付 帯率で機能してい るものの、EQCが すべての請求を受 け、評価することと する法律規定が処 理遅延の原因とな っているとNZ保 険協議会は主張し ている。	加入率は強力な取 組みもあって上昇 傾向にあるが、財政 危機、地政学的リス ク等、国家保証の履 行確実性が課題

Ⅲ 自然災害保険の加入方式・特徴点と諸外国の主な事例



【C方式について】

- ◆ 特定の災害について、他のリスクに比してリスク度が大きい場合に特約制にすることが馴染むという考え方。
- ◆ 料率の 細分化がより必要 → 高リスク物件では保険料が高くなり、購入不可となる可能性。
- ◆ 逆選択が避けられない。
- ◆ 任意加入制度であり、加入促進のためには当該災害の事前防災措置への割引制度等の優遇措置の導入の必要度が高い。

【D方式について】

- ◆ 逆選択を招かず、集団全体としてのリスクが平準化され、一律料率またはそれに準じた体系が可能となる。
- ◆ 包括担保に関する国民的合意・連帯意識が醸成されているような災害多発国あるいは反対に 災害頻度が過小な国であることが前提。
- ◆ 想定外の災害でも常に救済が受けられる。
- ◆ 自動付帯であるため、防災インセンティブが働きにくくなる面もあることから、料率区分のありかたの検討が必要となる。→ 事前防災措置を優遇する(割引)等の措置に関しては、各災害のリスク度を左右する要素が様々である場合、公平性に留意することが必要。(例えば洪水リスクと地震リスクではリスク要因が異なり、耐震化を施しても水害リスクが低まるとは限らない。D方式ではこれらを包括的に担保している制度趣旨を損なわないことに留意が必要)

(注) 制度内容については損害保険事業総合研究所『諸外国の自然災害に対する保険制度の実態』(2013年3月)および「イギリス、ドイツ、フランスの損害保険市場の動向」(損保ジャパン日本興亜総研レポート Vol.66 (2015年3月))等を参照。

分類分け、特徴点・メリデメは、J A 共済総合研究所作成。「自然災害全般にかかる損害保障の動向とあり方」(共済総合研究 Vol.67 (2013年9月))に掲載の図 (P.158) に加筆したもの。

IV 総括

1. 事後的な公的救済が保険加入率向上の妨げとなる傾向

- ドイツ洪水保険、カリフォルニア地震保険等は、任意付帯制度であり、公的な事後救済を受けた経過もあって、手厚い政府補償に期待する国民の意識が根強く、加入促進の阻害要因となっている。トルコ地震保険についても、強制制度ではあるが地震のみの単独補償で付帯の強制力に乏しく、過去に公的救済が行われた経過があるのは同様であり、加入率向上に向けて強力な手段が必要となっている。このように、公的な事後救済への期待が加入率向上の阻害要因となる。→保険方式を基本に、その補完として公的支援（担保）が実施される方向性が趨勢。

2. 防災・減災対策との連動

自然災害保険においては、様々な防災・減災対策と一体的な運営がなされている。

- **リスク軽減計画との連動**……フランス・Cat Nat 制度では、自治体の「自然災害リスク防止計画」の策定と連携させ、高リスク地域での引受・保険金支払の抑制とともに、計画未策定地域での免責金額増額の措置を行っている。アメリカ・連邦洪水保険では、加入の前提として、居住する地区の自治体が各種の洪水対策を講じる義務を果たしていることを条件としている。
- **啓蒙の一環としてのネット活用**……ドイツ・アメリカ・オーストラリア・ニュージーランド等において、サイトを立ち上げ、国民が容易に自身の災害リスクを判断でき、防災意識を高めると同時に保険加入の必要性を実感できるような工夫を行い、加入率向上を図っている。
- **個人の防災インセンティブを高めるための制度**……アメリカ・連邦洪水保険では将来の被害軽減のための措置費用を保険金として支払っており、保険料の面ではカリフォルニア州地震保険等、多くの保険で防災対策実施住宅の割引制を実施している。

3. 加入率向上への施策

- **採契時の義務**……たとえばカリフォルニア州地震保険制度では、民間保険会社が住宅用財産保険の見積もりを示す際に、地震保険の見積もりの提示を課すとともに、申込みがある場合の引受義務をいずれも州保険法で規定している。
- **Affordability（購入可能性）を高めるための措置**……世界的に異常気象・資産の集中化等によって、被害規模が甚大となり、保険料上昇傾向にあることから、購入可能性を高めるための措置が政府融資等を含めて検討されてきている。イギリスの Flood Re は代表例。
- **包括担保の実施継続性確保の施策**……包括担保は国民の連帯意識醸成が前提となるが、引受時の簡便性の訴求とともに、査定実務の簡素化のための検討（＝ニュージーランドでの EQC から民間への移行の議論）等が行われている。

(参考) 主要国の地震保険制度 (住宅建物を中心に記載)

国・制度	日本 地震保険	米・カリフォルニア州 地震保険	ニュージーランド		トルコ 地震保険	台湾 住宅建物地震 保険システム	アイスランド 自然災害保険	スペイン 異常リスク保険	日本 J A建物更生共済
			EQCover	地震特約					
運営主体 (国の関与)	民間が元受。民間会社は日本地再社にすべて出再。地再社は政府と民間会社に再々保険。総支払限度：11兆3千億円（政府：11兆1,178億円）	CEA(州政府の地震公社)が保険責任全て引受(8,245億円上限)。政府は非関与。CEAに非加盟社は独自商品販売。	EQC(地震委員会(政府認可法人))支払総額がEQCの支払能力を超過した場合、 政府保証(無限責任) (保証料年間約6億円)	民間の独自保険(個々のEQC契約の補填額(住宅建物ではNZ\$100,000限度)を超える部分の補償)	TCIP(トルコ災害保険プール(公法人))が全ての責任引受け(1,100億円上限)、資金不足の際は政府が支援。	TREIF(住宅地震保険基金(政府設立財団法人))と民間が1,680億円まで責任引受。超過分は政府再保険(420億円上限)。	アイスランド自然災害保険会社(政府100%所有)が独立採算で運営。支払困難になった場合は民間融資を政府保証(補償総額上限は総保険金額の10%)。	CCS(保険補償協会)(異常リスクを補償する国営の保険会社)	農協法による独自共済
対象物件 (強制・任意)	居住用建物、生活用動産(任意)	住宅、家財(任意)	住宅建物、家財、宅地(火災保険加入時に強制)	住宅建物、家財、企業建物(任意) ※住宅建物は90%程度が加入。	<強制>都市部の建物・公的事業建物 <任意>村落の建物、商業建物等	住宅建物(火災保険締結時に強制)	<強制>建物、公共インフラ(公共インフラは海外の保険可) <任意>動産	建物・収容物、傷害・生命、事業損失(各保険の加入自体は任意)	建物・家財・営業備品等(自動付帯)
付帯方法	火災保険に原則付帯(付帯否も可)	火災保険に付帯できる旨説明義務	火災保険加入時に強制付帯(住宅建物は火災保険に9割以上加入)	火災保険に任意付帯	独自に締結(火災保険と別)	火災保険に強制付帯	火災保険(建物は強制)に自動付帯	火災保険・傷害保険等、法定保険に対し強制付帯	建物更生共済に担保組み込み
担保リスク	地震・噴火・津波	地震による損壊	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波	地震による物質的損害	地震、津波、地震を原因とする地滑り・洪水	地震、噴火、地滑り、雪崩、洪水	地震、洪水、暴風、津波、噴火、テロ、暴動	火災等、自然災害、地震・噴火・津波
料率	等地(3区分)、構造別(2区分)の6区分：0.68~3.63% (2017年1月改定)耐震割引等	地域別(19区分)、構造別(8区分)、階数耐震割引等0.36~9.00%	一律0.5% →1.5%(2012年2月改定)	住宅は保険会社ごとに一律。企業建物は区分あり。	等地(5区分)、構造(3区分)の15区分 住宅建物0.44~5.50%	地域・建物・階数等による区分あり	一律0.25% (一般建物)	一律0.08% (財物保険・住居)	地域区分なし。
引受限度額・契約上の制限	付帯する主契約の保険金額の30~50% 建物：5,000万円、動産：1,000万円限度	建物：保険価額(限度なし) 家財：US\$5,000~100,000	住宅建物：NZ\$100,000(600万円) 家財：NZ\$20,000(120万円)	EQC物件：保険価額-EQC補償額、その他：保険価額	平均的住宅の再築費用を上限	150万台湾ドル	引受限度なし	引受限度なし	建物更生共済の限度額：5億円
保険金支払の制限	建物主要構造部損害割合3%(動産10%)以上支払(4ランク)	ディダクティブ：保険金額の15%(10%選択可)	建物：NZ\$200を最小に損害額の1%ディダクティブ、家財：NZ\$200ディダクティブ	EQCの支払で不足する額を支払う。	ディダクティブ：損害割合2%控除方式	全損のみてん補(損害割合50%超か取り壊し命令時のみ)	ディダクティブ：損害額の5%控除方式	付帯保険による。	全体の損害割合5%以上支払(損害額の50%)

資料：損害保険料率算出機構「日本の地震保険」(平成26年7月版)、同「地震保険研究」(各国別2007~2009)等を基に、J A共済総合研究所が作成・加筆